

事務事業評価の再構築について

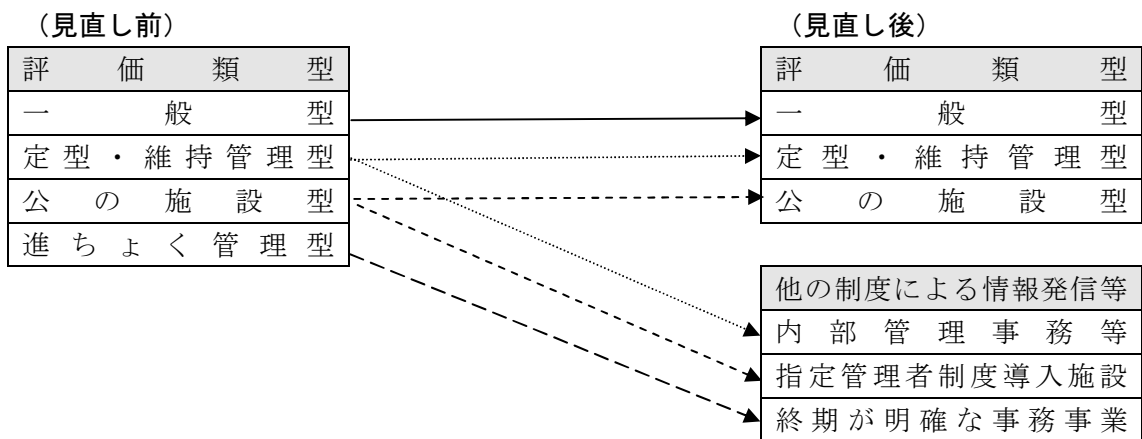
本市では、これまで、法定義務経費を除くすべての事務事業について、詳しく評価することを特徴とした事務事業評価を実施してきました。これらの取組は、事務事業の改善及び行政の透明性の向上等に大きな役割を果たしてきましたが、一方で、情報過多によるわかりにくさがあり、事業の見直しツールとしても、活用しにくいという課題が生じていました。

そこで、平成24年3月に策定した「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画において、「情報の公開・共有と行政評価の推進」を基本方針として掲げ、事務事業評価の実態を踏まえた評価方法の改善など、よりわかりやすく、使いやすい制度をめざした事務事業評価制度の再構築に取り組むこととしました。

これを受けて、平成24年度（平成23年度分）からは、事務事業の見直しを軸として、事務事業評価制度を再構築することにより、シンプルで使いやすい事務事業見直しツールへのブラッシュアップを図ることとし、事務事業評価を活用した見直しになじみにくい事務事業をはじめ、評価の対象や評価項目について見直しを行いました。

なお、事務事業評価を行わない事務事業などについては、「公の施設の指定管理者による管理運営状況」の公表や公共事業評価等により、市民への情報提供等の取組を一層進めます。

1 評価対象、評価類型の見直し



2 評価項目の見直し

評価項目	見直し前	見直し後	備 考
公 共 性 *	○	○	
行政関与の妥当性	○	—	「公共性」、「実施主体の妥当性」に整理統合
受益者負担の妥当性*	○	○	
実施主体の妥当性*	○	○	
目 標 達 成 度	○	○	
効 率 性	○	○	
進 ち ょ く 状 況	○	—	進ちよく管理型の見直しに伴い整理
市 民 の 参 加 度	○	○	一般型のみ実施
市 民 の 満 足 度	○	○	公の施設型のみ実施
環 境 保 全 及 び 環 境 負 荷 軽 減 の 要 素	○	—	「地球温暖化対策計画」推進の取組に整理統合

* 定型・維持管理型を除く。